

三宅村民の皆様へ

村民の皆様、新年明けましておめでとうございます。

本日、別紙のとおり、避難指示解除を2月1日午後3時に行う旨の発表をいたしました。

村民の皆様には、平成12年9月より現在まで、4年数ヶ月にわたる長い避難生活を強いられ、その間、辛抱強く過ごされてきたことに対しまして、心より敬意を表します。

また、避難生活の最大の支えとなった、全国の皆様から賜った温かいご支援や数々の激励並びに国、東京都及び関係機関の皆様の一方ならぬご指導、ご支援に衷心より感謝申し上げます。

昨年7月、「帰島に関する基本方針」を発表し、9月には「帰島計画」の策定及び説明会の開催、11月には「帰島手順説明会」の開催、また、12月の定例議会では「火山ガスに対する安全確保に関する条例」の制定など、帰島に向けて全力投球で努力してまいりました。これらに合わせ、この間に実施した安全確保対策等の準備状況及び昨年12月27日に出された三宅島の火山活動に関する火山噴火予知連絡会の見解等を総合的に勘案して避難指示の解除日を公表することにいたしました。

今後、2月以降の帰島に向けて、帰島確認調査や引越対応など、村民の皆様と村が一丸となって取り組んでいかなければなりません。ご理解とご協力をお願いいたします。

我々のふるさと三宅島の早期復興は、我々島民が一致団結すれば、必ず実現できるものと確信しております。一人でも多くの島民の帰島を祈念いたします。

平成17年1月5日

東京都三宅島三宅村長 平野 祐康

平成17年1月5日
三宅村

避難指示解除の予定について

三宅村長は、平成12年9月2日に災害対策基本法に基づき全島について避難のための立ち退きを指示し、今日に至っています。

村民の帰島を阻んできた火山ガスの放出は依然として続いています。一定の条件が満たされれば、帰島は可能であるとの判断を昨年7月20日に公表した「帰島に関する基本方針」で示しました。下記のとおり、帰島が可能であるとの判断に足る条件が整ったことから本年2月1日をもって避難指示を解除することとしました。

これまでの避難生活の支えとなった、全国の皆様からの暖かいご支援に対して深く感謝し、お礼申し上げますとともに、帰島と今後の復興についてご支援、ご指導をいただいている国、東京都並びに関係機関の皆様に衷心より感謝申し上げます。

帰島後は、全力で島の復興に取り組んでまいりますので、今後ともご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1) 本年2月1日午後3時をもって災害対策基本法第60条第4項に基づく避難の必要がなくなった旨の公示を行う予定です。
- 2) 今回判断の理由
 - ・ 昨年12月27日に、三宅島の火山活動に関する火山噴火予知連絡会拡大幹事会において、「三宅島の火山活動には大きな変化はありません」との見解が出され、これにより昨年7月の「帰島に関する基本方針」で帰島判断の前提とした、三宅島の火山活動と火山ガスの状況に変化がないことの確認ができたこと
 - ・ 安全確保施策は計画どおり進捗しており、その他の帰島にあたって必要な諸施策も概ね計画のとおり進んでいること

3) 避難指示解除にあたっての留意点

- ① 居住禁止などの規制を受けることとなる高濃度地区の住民の皆様に対する施策は、今後とも住民の皆様のご意見、ご要望を踏まえて取り組んでいきます。
- ② 村営住宅については、すでに募集を開始しており、工事の完成状況を見ながら2月下旬以降、順次入居していただきます。
- ③ 村立小学校、中学校については、三宅小学校、中学校の各1校体制で4月の再開に向けて準備を進めています。
また、都立三宅高校についても4月の再開に向けて準備を進めています。
- ④ 保育園については、みやげ保育園、1園体制での再開に向けて準備を進めています。
- ⑤ 特別養護老人ホームについては、施設の再開方法を検討しているところです。入所措置が必要な方は当分の間、現在の入所先等での入所継続が必要です。
- ⑥ 高感受性者の村民の皆様については、昨年7月20日の基本方針でお示したとおり、共助、公助の体制が整う5月以降に帰島して下さい。
(児童、生徒等は、学校再開にあわせて帰島して下さい。)
- ⑦ リスクコミュニケーションを行ったボランティア等以外の一般観光客等の入島は、村民の本格的な引越期間が終わる5月以降にして下さい。
- ⑧ 村民の引越しの支援、帰島しない村民への相談などの対応のため、当分の間、三宅村東京事務所(港区海岸)を存続させます。

4) その他

避難指示解除後は、国、都、村の各災害対策本部による入島管理、行動制限は行われなくなり、法律上は三宅島の出入りは自由になります。

しかし、三宅島では依然として火山ガスの放出が続いており、新たに制定された三宅村火山ガスに対する安全確保条例および同条例に基づく安全確保マニュアル等による次のようなルールを遵守していただくことが必要です。

- ・ 立ち入り制限等の規制
- ・ ガスマスクの常時携帯
- ・ 注意報、警報発令時の適正避難行動 等

参考：災害対策基本法第60条第4項

市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

平成17年1月5日
三宅村総務課

避難指示解除に伴う村役場の業務等について

三宅村では、避難指示解除予定日を決定したことに伴い、村役場業務について、次のとおり行なうこととしましたのでお知らせします。

なお、村職員については、三宅島での業務再開及び帰島受け入れ準備のため、一部の職員を残して1月中旬に帰島することとしましたので、併せてお知らせします。

1 三宅村新宿総合事務所及び三宅村立川事務所の閉鎖について

平成17年1月14日（金）の業務終了（午後5時15分）をもって閉鎖します。

2 三宅村東京事務所の業務継続について

避難指示解除後においても、当分の間事務所を開設し、通常どおり業務を行ないます。

【東京事務所で行なう主な業務】

住民票、印鑑証明書、罹災証明書等の発行業務

戸籍申請受付業務

引越支援業務、被災者生活再建支援金受付業務

災害援護資金貸付受付業務 他

3 三宅島内での役場業務の再開について

避難指示解除にあわせ、阿古中学校舎を使用して臨時庁舎を開設し、業務を再開します。（電話番号等は裏面に記載してあります。）

なお、戸籍の謄抄本交付業務については、臨時庁舎窓口又は郵送による交付となりますので、あらかじめご了承ください。

三宅村役場臨時庁舎電話番号（ダイヤルイン）一覧

所在地 〒100-1212

東京都三宅島三宅村阿古497番地

【1階】	保健福祉課	04994-5-0902
	村民課	04994-5-0904
	収入役室	04994-5-0918
	企業課	04994-5-0908
	消防本部	04994-5-0927
	1階FAX	04994-5-0655
【2階】	総務課	04994-5-0981
	企画財政課	04994-5-0983
	帰島対策課	04994-5-0984
	地域整備課	04994-5-0989
	産業観光課	04994-5-0992
	2階FAX	04994-5-0932
【3階】	教育委員会	04994-5-0952
	議会事務局	04994-5-0956
	3階FAX	04994-5-0933

引越プロジェクトについて

平成 17 年 1 月 5 日
三宅村役場

平成 17 年 2 月 1 日の避難指示解除にあたり、島民の引越が安心・確実かつ円滑に行われるよう、三宅村が主体となり、引越事業者、海上運送事業者及び島内運送事業者で構成する「三宅島帰島引越プロジェクト」を発足いたしました。

プロジェクトの利用をご希望される方は下記によりお申込み・お問合せください。

記

1. 引越希望日の調整

プロジェクトの利用をご希望される方は、毎月役場から希望日調査が送られてきますので、希望する各月のそれぞれ申し込み期限までに、第1希望日から第3希望日までご記入の上ご返送ください。役場で海上運送事業者と日程調整を行い、引越日決定通知を発送いたします。

2. 実際の引越の契約

引越日決定通知をもって引越事業者に見積及び引越日のご相談を頂き、個々に実際の契約を行っていただきます。

この契約は、避難先から島の自宅までの契約となります。

引越プロジェクト参加引越業者は以下のとおりとなっております。

①日本通運株式会社

お問合せ先 フリーダイヤル 0120-544-933

②ヤマトホームコンビニエンス株式会社

お問合せ先 フリーダイヤル 0120-27-9265

3. 引越完了までの流れ

契約完了後、引越日に間に合うように数日前に引越業者が荷物を引き取りに参ります。具体的な日数については、引越業者にご確認ください。引越代の支払いは荷物の搬出時にお支払いいただくこととなっております。あとは、引越日にあわせて縁故宅や宿泊施設に滞在し帰島するか、島内家屋が居住可能な場合は島で荷物を待ちましょう。

4. その他

- ① 引越し希望日の決定に際し、希望が集中した場合は抽選とさせていただきます。この抽選からもれた場合は第2希望日、第3希望日を考慮しつつ調整を図らせていただきます。ただし、船の運行状況によっては希望日のおりにならない場合もありますのでご理解ください。
- ② 引越し予備調査の結果から、2月上旬、3月末から4月下旬の混雑が予想されております。引越しのお申込みの参考にしてください。
- ③ 児童・生徒のいる世帯につきましては、春休み中（3月下旬から4月上旬）の引越が前提となりますので、優先して日程調整を行います。
- ④ 引越プロジェクトを利用しないで引越を行うことも可能です。この際は引越業者と直接引越日の調整を行ってください。

※「引越の希望日」とは・・・

引越の荷物が船積みされる日をいいます。また、船積日の前日には、船積港に引越荷物が届く必要があります。そのため都営住宅等からの引越荷物の搬出は、船積日の前日以前に行うよう、引越業者と調整してください。

お問合せ先

三宅村役場村民課

電話 03-5320-7829 (1月14日まで)

電話 03-3435-7141 (1月17日から)

避難指示解除における自家用車の搬送について

平成17年1月5日
三宅村役場

平成17年2月1日の避難指示解除に伴い、住民の皆さんの自家用車の搬送について、以下のとおり受け付けを開始いたします。

1. 受付開始時期 平成17年1月17日(月)～
(日曜・祝祭日を除く)
2. 受付時間 午前9時30分から午後4時30分まで
3. 受付要件 平成17年1月17日(月)～1月29日(土)までの間(避難指示中)の搬送につきましては、基本的に平成17年2月に帰島を希望される方を対象に受け付けをいたします。
避難指示解除以降については、通常どおりの対応となりますので、個々に東海汽船へお問合せください。
4. 申込み先 東海汽船(株)芝浦事務所
電話 03-3451-8311
5. 搬入先 搬入先は、東海汽船芝浦事務所または辰巳埠頭臨時受付所となりますので、直接東海汽船(株)にお問合せの上ご確認願います。
6. 搬送料 平成17年1月17日(月)～1月29日(土)までの間(避難指示中)の搬送につきましては、港止めの搬送が出来ないことから、自宅まで回送する必要があります。そのため通常の搬送料のほかに回送料が別途かかりますのでご了承ください。なお避難指示解除以降は通常の対応となります。

軽自動車 : 27,300円(税込み)

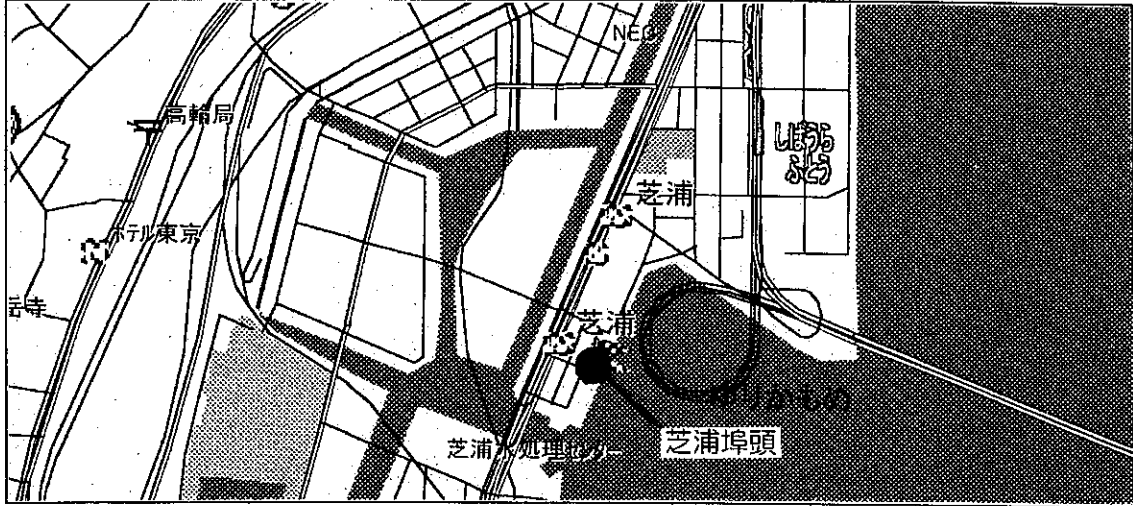
普通自動車 : 39,165円(税込み)

回送料 5,250円(税込み)

※避難指示中に搬送の場合

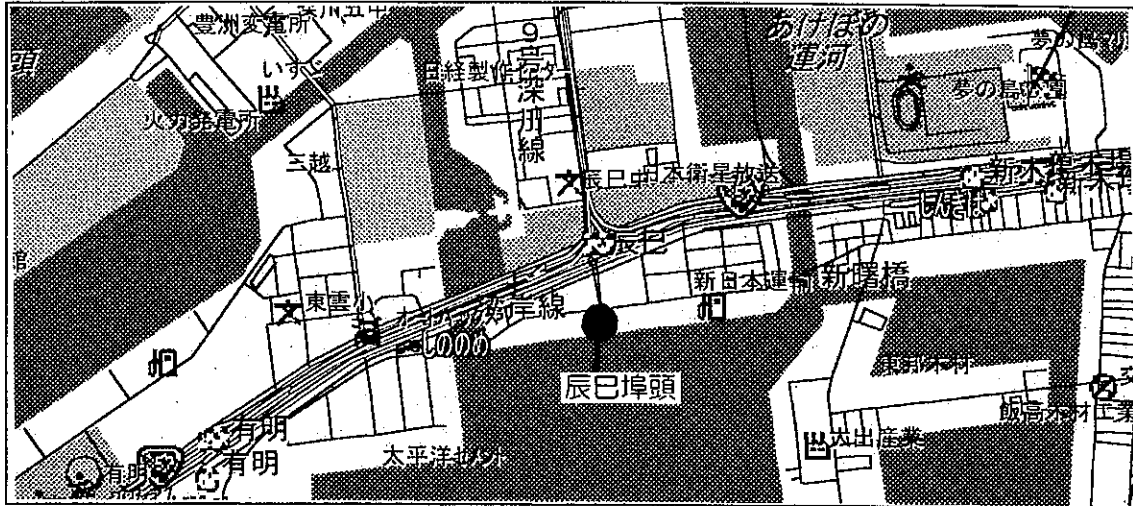
7. 自家用車搬入先

□芝浦埠頭

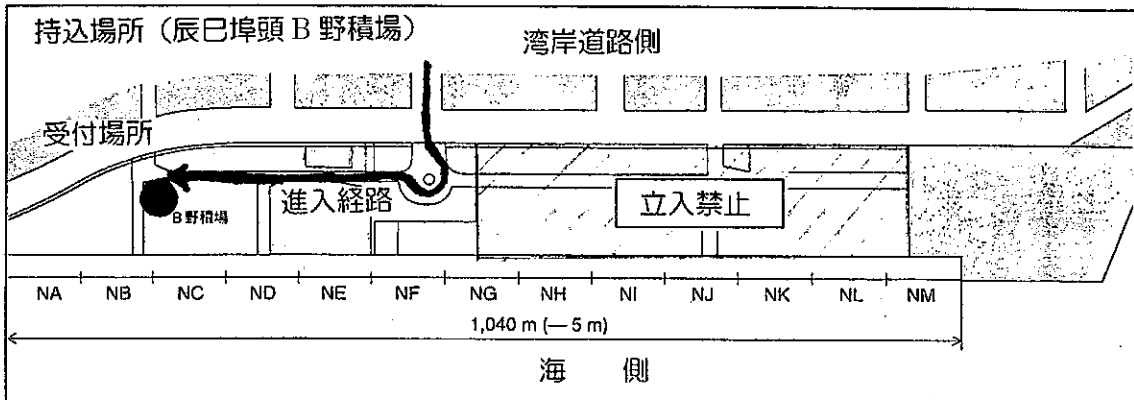


東京都港区海岸3-6-43

□辰巳埠頭



東京都江東区辰巳3-30



8. 搬入に際しての注意事項

- ①埠頭内は通常一般車輛の通行は禁止されているため、他の作業の迷惑にならないよう注意するとともに、必要ない場所には絶対立入らないで下さい。
- ②各埠頭内はフォークリフト、大型車両等作業を行っておりますので、最徐行願います。
- ③各埠頭内の岸壁側には絶対に近づかないで下さい。
- ④搬入時間は絶対に守ってください。

お問合せ先

三宅村役場村民課

電話 03-5320-7829 (1月14日まで)

電話 03-3435-7141 (1月17日から)

中古自動車の斡旋について

平成17年1月5日

三宅村役場

帰島後の島内生活で必要不可欠となる自家用車の取得について、この度、JU東京(東京都中古自動車販売協会・同商工組合)の尽力により、別紙の各販売店が下記のとおり賛同・協力いただけることとなりましたのでお知らせいたします。

1. 対象者 購入時に三宅村に住民票のある方
※購入の際は三宅村の住民であることを証明できるもの(運転免許証等)を提示し、協力店であることを必ず確認してください。
2. 協力内容 各協力店全店で以下の共通サービスが受けられます。
 - ①船積港までの移送費無料サービス
 - ②登録諸費用無料サービス
 - ③バッテリー新品交換無料
 - ④オイル交換無料
 - ⑤ナンバー変更手数料無料サービス
3. 協力店舗 別添のとおり
4. 購入に際しての注意事項
以下の内容にご注意いただき、購入ください。
 - ①上記共通サービス以外のサービスについては、各販売店にお問合せください。
 - ②帰島直後は島内車輛の車検整備の混雑が予想されますので、比較的車検期間に余裕のあるものを選ぶと良いでしょう。
 - ③車輛価格の他、「自動車税」「重量税」等の通常の法定費用は当然実費となります。
 - ④車輛の購入後は販売店に保管することが出来ないとともに、都内の保管場所の確保が難しいことから、島への搬入時期に合わせて購入いただくと良いでしょう。ただし、希望の中古車を探す場合は時間がかかることがあるので相談は早めをお願いします。
 - ⑤島への車輛の搬入に関しては、基本的に各自で東海汽船㈱にお申込みください。ただし、販売店によっては手続きを代行してくれる店もありますのでご相談ください。
 - ⑥販売店を訪ねる前に必ず電話をして、定休日や担当者が出勤しているかなどを確かめてください。
 - ⑦その他、「中古車に関する情報提供」についてはJU東京事務局 総務課 電話 03-3899-8512 までお願い致します。

JU東京による三宅島帰島支援協力店リスト

	所属	社名(屋号)	電話番号	担当者	住 所	備考
1 2	西新井支部	(株)上条自販 トラック市 足立店 ピース&Peace	03-3899-9951 "	上条ひろのり 中藤	東京都 足立区 鹿浜 3-22-1 東京都 足立区 椿 1-4-8	
3	西新井支部	(株)山一自販	0489-85-5931	堀尾	埼玉県 越谷市 南越谷 5-26-9	
4 5 6 7 8 9	西新井支部	(株)フロンティア オートフロンティア庄和店 オートフロンティア越谷店 オートフロンティア春日部店 オートフロンティア千葉北店 オートフロンティア仙台店 オートフロンティア秋田店	048-745-4200 048-969-5151 048-753-5100 043-216-0100 022-259-3535 018-895-4600	石黒 宮澤 有澤 江口 関 鈴木	埼玉県 北葛飾郡 庄和町下柳 1700-6 埼玉県 越谷市 神明町 1-210-1 埼玉県 春日部市 小淵 1400 千葉県 千葉市 花見川区大日町 1588-2 宮城県 仙台市 宮城野区鶴巻 2-1-1 秋田県 秋田市 泉北 1-3-11	スバル専門 レガシー専門 スバル専門 スバル専門 スバル専門 スバル専門
10	西新井支部	(有)シーズらんどタイヤ	03-3857-0061	鈴木	東京都 足立区 鹿浜 1-20-15	
11	西新井支部	(有)オートムサシノ	0484-65-5727	永沼	埼玉県和光市下新倉 429	
12	綾瀬支部	カープラザ日本自動車(株)	03-3859-6715	寺田	東京都 足立区 南花畑 2-1-8	
13 14	台東支部	東京中古自動車部分品(株) 本社 埼玉業販センター *お問合せは、中川(090-13-46880)が承ります。	03-3803-0734 0489-91-5888		東京都 荒川区 東日暮里 1-17-14 埼玉県 北葛飾郡 松伏町 4042	
15	台東支部	(有)光輪社	03-3893-2290	柳田	東京都 北区 田端新町 3-35-3	
16	葛飾支部 葛飾支部	(有)江沢自動車販売	03-3693-2320	高橋、高草	東京都 葛飾区 立石 5-26-17	
		ツチヤ自動車(株)				

17		市川店	0473-38-3588	武(たけ)	千葉県	市川市	北方町 4-1441-8
18		新小岩店	03-3696-8388	渡辺	東京都	葛飾区	東新小岩 2-19-6
19	葛飾支部	(株)斉藤自動車	03-3672-9025	斉藤	東京都	葛飾区	高砂 3-32-20
20	葛飾支部	(有)三吉中古車センター	03-3696-8575	平石	東京都	葛飾区	奥戸 4-13-29
21	江戸川支部	聖光自動車商会	03-3685-8677	橘	東京都	江戸川区	小松川 4-104
22	江戸川支部	(有)日輪商会	03-3687-1190	三浦	東京都	江戸川区	中葛西 8-21-20
23	葛飾支部	(有)エイコウ自動車商会	03-3690-2020	蜂須	東京都	葛飾区	青戸 4-5-15
24		本社事務所 静岡営業所	0538-44-2626	萩田	静岡県	袋井市	国本 915-6
25	新宿支部	(株)ミヤビコーポレーション	0424-80-8000	石垣	東京都	調布市	深大寺東町 8-18-1
26		サーティー調布店 サーティー入間店	04-2934-8977	阿部	埼玉県	入間市	宮寺 2719-3
27	新宿支部	JAWS 調布中央店((有)三太)	0424-89-2323	岡崎	東京都	調布市	深大寺南町 5-47-5
28	城南支部	(株)豊栄商会	03-5382-2021	石黒	東京都	杉並区	上荻 4-21-12
29	城南支部	(有)エムオート	03-5432-4655	長田	東京都	世田谷区	上馬 1-32-22
30	城東支部	中里自動車商会	03-5678-1718	中里	東京都	江戸川区	本一色 3-31-12
31	多摩支部	(株)オートアベニュー	0424-66-3233	吉田	東京都	西東京市	田無町 7-18-8
32	多摩支部	(有)村山自動車工業	0425-65-0251	すごう	東京都	武蔵村山市	本町 1-68-2
33		本社営業店 学園センター	0425-64-1710	すごう	東京都	武蔵村山市	学園 1-48-3

34	多摩支部	(株)イーキャット	048-482-3828	上野	埼玉県 新座市	あたご 2-3-43
35	多摩支部	(株)七洋商会 ナナヨウオート	042-384-5555	橋田靖彦	東京都 小金井市	桜町 2-1-2
36	多摩支部	(有)福井モータース	0422-32-6391	岡田	東京都 三鷹市	井口 3-11-34
37	多摩支部	サン自動車販売(株)	042-379-5151	菊地	東京都 稲城市	大丸 928-1
38	多摩支部	(株)オートブリーズ 本店バントラ BV 店 グレース 4WD 店 忠生マイカーセンター	042-736-6344 042-708-0680 042-794-2533	友井 後藤 上杉	東京都 町田市	野津田町 685-1
39					東京都 町田市	金井 8-17-8
40					東京都 町田市	木曾町 2169-1
41	八王子支部	(株)サクセスオート オニクス滝山店 オニクス北野店	0426-91-0147 0426-45-4800	平湯 八津	東京都 八王子市	丹木町 3-75-1
42					東京都 八王子市	北野町 590-4
43	八王子支部	(株)キャメル 本社営業店 甲府昭和バイパス店	0426-91-3939 055-275-8812	曾根 土屋	東京都 八王子市	谷野町 1186-3
44					山梨県 甲府市	中巨摩郡庄和町飯喰 1334-1
45	八王子支部	(有)西昇自動車	0426-45-5288	山崎	東京都 八王子市	石川町 926-1
46	八王子支部	(株)日豊	0425-53-1113	庄司	東京都 福生市	加美平 1-17-5
47	八王子支部	ダイキオート(株)	0428-31-2681	桜井	東京都 青梅市	新町 6-5-18
48	八王子支部	(株)イーグル イーグル羽村店	042-578-1134	高橋	東京都 羽村市	富士見平 2-1-5

三宅島に帰島される皆様へ

引越荷物に対する貨物海上保険のご案内

長い間島を離れての生活誠にご苦労様でございました。いよいよ島に帰る時がまいりました。さて帰島するにあたり、皆様の貴重な家財品等引越荷物にかかる保険についてご案内申し上げます。

皆様の大切な引越荷物を安全に輸送するにあたり輸送業者に輸送を委託された場合、委託輸送中および保管中の偶然な事故により万一貨物に損害が生じ、当該事故が輸送業者の責任により発生した場合には、輸送受託業者は皆様に対し法律上・契約上の損害賠償責任を負います。

しかし、事故が天災不可抗力等に起因する場合には、法律上の賠償責任が発生しません。また、一部しか責任が無い場合には、損害の一部しか賠償されません。具体例は以下のとおりです。

1. 荒天遭遇により輸送船舶が海難事故を起こして荷物が損傷した。
2. 保管中の荷物が放火またはもらい火で焼失した。
3. 強盗に襲われて荷物が盗取された。
4. 停止中のトラックに他の業者のトラックが追突した。等

上記のような不測の事態が発生した場合の皆様の引越荷物の損害を補償するために、東海汽船が契約者となり、貨物海上保険を損保ジャパンに契約する制度をご用意しています。その内容についてご説明致します。

皆様の大切な引越荷物を守るため、同封の貨物海上保険手配依頼書に必要事項を記載のうえ、東海汽船宛 FAX または郵送願います。

この説明書は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱損害保険代理店または保険会社にお問い合わせ願います。

問い合わせ先

損害保険代理店

東海汽船株式会社 貨物部 貨物課

住所：東京都港区海岸3-6-43 (担当：中村、小出)

電話番号：03-3452-5431、FAX 番号：03-3455-1328

引受保険会社

株式会社損害保険ジャパン 船営業部 第二課

住所：東京都新宿区西新宿1-26-1 (担当：衣川、中曾根、木村、紅林)

電話番号：03-3349-3890、FAX 番号：03-3346-1601

保険内容のご説明

1. 契約者

東海汽船株式会社

2. 保険対象者

本保険への加入を希望された皆様ご自身

3. 保険条件

輸送中に発生したほとんど全ての偶然な事故による損害を補償する保険です。保険金をお支払できないおもな場合は、裏面をご確認願います。

4. 対象貨物と保険料率

対 象 貨 物	保険金額に対する 保険料率	(例) 保険金額 100 万円 分の場合の保険料
皆様の引越荷物	0.25%	2,500円

ただし、下記の貨物は対象から除かれます。

- (1) 貨紙幣類・有価証券
- (2) ヨット、モーターボート、水上バイクおよび船舶
- (3) 美術品(絵画・彫刻・書画等美術品、貴金属、稀金属、宝玉石、象牙、べっ甲、および各その他製品)および骨董品
- (4) 法令・公序良俗に違反する貨物

* 以下の貨物は補償範囲に制限がありますのでご注意ください。

- (1) 青果物、生鮮・塩蔵食料品、冷凍・冷蔵・保冷貨物、植物腐敗による損害については保険金を支払いません。
- (2) 家畜・生動物

輸送用具の事故を原因とする死亡に限られます。

5. 保険金額および保険価額

引越荷物の時価額を基に貨物の金額(保険価額)を設定し、その金額で保険契約を締結(保険金額)します。保険金額の目安は以下のとおりです。

世帯主の方の年齢	保険金額	保険料
25歳以下	200万円	5,000円
26歳以上～30歳以下	300万円	7,500円
31歳以上～35歳以下	400万円	10,000円
36歳以上～40歳以下	500万円	12,500円
41歳以上～46歳以下	550万円	13,750円
46歳以上～50歳以下	600万円	15,000円
51歳以上～	650万円	16,250円

* 引越荷物の時価額が上記と異なる場合は、保険金額を別途設定願います。

6. 輸送用具

内航船舶およびそれに接続する陸上輸送用具

7. 保険適用区間

東海汽船が起用した運送会社が皆様より貨物を引き取った時に開始し、輸送中および保管中を含み、貨物が三宅島で皆様に引き渡された時に終了します。

運送保険または内航貨物保険
をご契約の皆様へ

重要なことがらを説明しています。必ずお読みください。

ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。約款・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

ご契約時にご確認ください

ご契約の際には、別添の見積書・企画書・申込書の次の事項を十分ご確認の上、お申し込み願います。お引き受け内容が相違していた場合には保険金をお支払いできないこともありますので十分ご留意願います。
なお、ご不明の点やお引き受け内容の詳細については、代理店または損保ジャパンにご照会ください。

被保険者名	皆様のお名前をご記入ください。
基本条件(またはてん補の範囲)および特約条項	当社のお引き受けする条件を示しておりますので、誤りが無いかご確認ください。
貨物(保険の目的)	保険の対象となるものですので、正確にご申告またはご記入ください。
保険金額および保険価額	保険金支払いの基礎となる金額です。過不足が無いかご確認ください。
1事故あたりのてん補限度額	1事故あたりのてん補限度額が設定された場合にはこの金額が保険金支払いの限度額となりますので誤りが無いかご確認ください。
輸送用具	保険の対象となるものを輸送する自動車便、携行便等の輸送用具を正確にご申告またはご記入願います。

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、この保険商品(運送保険または内航貨物保険)は損害保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

ご契約後にご注意いただくこと

ご契約後に、契約内容に変更が生じる場合には、直ちに代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合あるいはご連絡が遅れた場合には保険金をお支払いできない場合があります。

保険金をお支払いできないおもな場合

保険金をお支払いできない場合は下記の他、適用される普通保険約款・特約条項により定められています。

- ・保険契約者、被保険者またはこれら代理人・使用人の故意・重過失
 - ・貨物の自然の消耗、性質(例えば外来性・偶然性の無い腐敗、変色など)・欠陥
 - ・荷造りの不完全、運送の遅延
 - ・戦争、暴動、ストライキ、騒擾(そうじょう)、その他群衆・集団によってなされた暴力的、騒動的な行動、テロ行為
 - ・公権力によると否とを問わず、捕獲、た捕、抑留または押収
 - ・地震、噴火、津波、原子力危険、化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因して貨物に生じた損害
 - ・保管中・加工中の紛失、その他原因不明の数量不足
 - ・間接損害
- など

万一、事故に遭われたら

万一事故に遭われたら直ちに当社または代理店にご通知ください。なお、保険金を請求される時は、損害発生の実態および損害額を立証するものとして、通常、次のような書類が必要です。

- ・保険証券または保険引受証の正本
 - ・保険金請求書
 - ・事故報告書または事故証明書
 - ・仕切状または納品書(あるいはインボイス)
 - ・運送状(または船荷証券)、発送案内、入庫報告書等
 - ・損害貨物立会検査報告書またはこれにかわる損害証明書類
 - ・その他当社が必要とする書類
- など

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいで有効に設立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

損保ジャパン

〒160-8338
東京都新宿区西新宿
1-26-1

年 月 日

東海汽船株式会社
貨物部貨物課 御中
(FAX番号 03-3455-1328)

引越荷物に対する貨物海上保険手配依頼書

貨物海上保険のご手配を依頼される方は、以下の口の欄にご記入のうえ、東海汽船宛てにFAXまたは郵送願います。

1. 運送保険の手配を貴社に一任致します。

(1) 被保険者名 : 申込人に同じ

(2) 貨物名 : 引越荷物

(3) 保険金額 : 万円

* 保険金額は引越荷物の時価額を基に設定願います。「引越荷物に対する貨物海上保険の説明」に、保険金額の目安を記載していますのでご参照願います。

(4) 輸送区間 : 発送地(市町村名) ;
到着地 : 三宅島

(5) 引越予定日 : 年 月 日

2. (株)損害保険ジャパン社の重要事項等説明書の内容につき了承します。

住所

申込者名

印

* 保険料計算方法(世帯主の方の年齢が40歳の場合)

保険金額		適用料率		保険料
<input type="text"/> 万円	X	1万円に対し25円	=	<input type="text"/> 円

(計算例)

保険金額		適用料率		保険料
500 万円	X	1万円に対し25円	=	10,000円

年 月 日

貨物海上保険手配依頼受領書

様

貨物海上保険の手配依頼を賜りました。万一事故が発生した場合は、保険会社または当社にご連絡願います。保険料は運賃を請求させていただく際に請求させていただきます。

東海汽船株式会社
貨物部貨物課

*当社の捺印の有る場合のみ有効です。

承認番号SJ04-05042